## シンポジウム「北東アジアと地域統合 | 報告論文についての説明

『北東アジア経済研究』編集委員 太田 仁樹

2008年12月14日(日)、岡山大学文化科学系総合研究棟において、学内COE国際シンポジウム「北東アジアと地域統合」が行われ、EUの現状や北東アジアの地域統合の展望をめぐって議論が行われた。本号に発表されるのは、そこで行なわれた報告のうちの3本である。

パトリック・ドラ(Patrick Dollat)の報告「EU統合と憲法的枠組みの改革」は、欧州憲法条約がフランスとオランダの国民投票によって批准に失敗した後のEUの憲法的枠組みに関する「修正条約」、すなわちリスボン条約による憲法的枠組み、したがってEUの諸機関の改革・強化を説明し、2009年10月3日のアイルランドの国民投票によるリスボン条約の批准以後の進化を展望している。ドラは、EU議会および欧州評議会の存在するストラスブール大学の政治科学研究院の准教授であり、著書に『欧州法とEU法(Droit européen et droit de l'Union européenne)』があるように、EU法および国際法の専門家である。

ウルリッヒ・ユルゲンス(Ulrich Jürgens)とビエルン・レムケ(Björn Lemke)の報告「ドイツの労使関係制度に対する欧州統合の影響」は、一方で、低賃金国である中東欧の加盟した拡大EUの先進国であるドイツにおいて、生産の低コスト国への移転の脅威から労働組合が譲歩交渉を行い、共同決定を特徴とする労使関係システムが変化しつつあることを示すとともに、他方では、EUレベルにおいては国境を越えた労働者の連帯は存在せず、労働組合の権利も制限されている事実を指摘し、EUにおける労使同権の交渉原則を確立する必要を訴えている。ユルゲンスはベルリン社会科学研究所(WZB)の主任教授であり、マルシュ、ドーセとの共著書『テーラー主義との決別(Breaking From Taylorism)』以来、自動車産業およびドイツの労使関係の研究者として世界的に著名である。共著者のレムケは同研究所の研究員である。

杉田くるみの論考「雇用不安の下での家族――日本における非典型雇用形態の変化と男女間分業――」は、日本では雇用形態と労働の男女間分業は、家族制度と企業を統一する社会保障システムの一環をなしていたが、1980年代の半ばから、労働に関する法律が家族を解体する方向に向かうことによって、個人の職業的キャリア形成に関する見通しを不透明で不確かなものにしたことを明らかにしている。

男性が一家の生計を支える稼ぎ手であるというような長く有効であった価値と、企業に対する 忠誠が、急に機能不全の状態にさらされており、男性たちはそのことに苦しんでいる。家父長と とともに家族も不安にさらされている。妻たちは働くけれど、彼女たちはパートタイムの労働し か見つけられないため、彼女たちの仕事だけでは家族を支えることができない。若者はというと、ほとんどの男性は結婚の予定を持たない。一家の生計を支える稼ぎ手としての役割は、彼らの多くが職業キャリアに関心がないだけ、ますます重圧となり、彼らはこうした重圧から逃れようとしている。若い成人女性については、職業計画を持つことがしばしば彼女たちの家族計画と衝突するものとなっている。

杉田は、Ecole Normale Supérieure・リヨン第二大学所属のフランス国立科学研究所・東アジア研究所の研究員であり、加瀬和俊との共著『国際比較の中の失業者と失業問題:日本、フランス、ブラジル(The unemployed and unemployment in an international perspective: comparative studies of Japan, France and Brazil)』があるように、労働問題についての国際的比較研究の専門家として知られている。